

## むらサポ地域活動に関する Q&A R7.4.16 更新

|   |   |
|---|---|
| 1 | <p>Q. さが食・農・むらサポーター（むらサポ）とは何か。</p> <p>A. 消費者のみなさんに佐賀の食や農業、農村を知ってもらい、好きになってもらい、応援してもらうために立ち上げた取組です。</p> <p>ふるさと先生派遣依頼団体のみなさんには、さが食・農・むらサポーターの中でも、情報発信を行う「特別サポーター」として、「このような活動をしています」等といった情報発信を行っていただきたいと思っています。</p>                                    |
| 2 | <p>Q. さが食・農・むらサポーターに登録するのはなぜか。</p> <p>A. さがの農業・農村を応援していただくファンを増やすためには、佐賀県の農業・農村の様々な情報を発信していくことが重要だと考えています。今回の助成についても、ファンづくりの一環として取り組んでいますので、派遣団体自らが佐賀の農業・農村を応援してもらう気持ちを持ってもらうとともに、情報発信を行うことにより、ファンの輪を広げていくという意味から、さが食・農・むらサポーターに登録していただくこととしています。</p> |
| 3 | <p>Q. 助成金の支払いはどういったやり取りになるのか。</p> <p>A. 「口座振替申出書」に記入されていたご指定の口座へ事務局から振り込みます。現金でのやり取りはいたしません。</p>  |
| 4 | <p>Q. 助成金の受入口座の名義は申込みの団体名と同一でなくても構わないか。</p> <p>A. 申込み団体が指定する公的に管理している口座であれば同一名でなくても構いません。ただし、申し込み時に委任状を添付してください。</p>  |
| 5 | <p>Q. 経費を使いきれなかった場合はどうなるのか。</p> <p>A. 基本的には経費以上の支出となるよう努めてください。使いきれなかった場合は、個別に内容をお聞きし、<b>返金手続きの調整をします</b>ので<b>早め</b>にご相談ください。</p>   |
| 6 | <p>Q. 対象となる経費の内訳は？</p> <p>A. 消耗品費、使用料、保険代、宣伝広告費、印刷費、講師等への謝金、旅費などイベントや研修会の開催に必要な経費が対象となります。<u>その他、不明な経費についてはご相談ください。</u><br/>また、イベント実施主体の構成員に係る謝金や、購入を伴わない材料費（自家栽培、自店商品等）は対象となりませんのでご注意ください。</p>   |

|    |   |
|----|---|
| 7  | <p>Q. 対象となる経費は税込みで記載するのか？</p> <p>A. 税込みで記載してください。</p>   |
| 8  | <p>Q. 交付希望金額 45,000 円で申請し、実際に使った金額は 50,000 円の場合、追加で 5,000 円の追加助成はあるのか。</p> <p>A. 追加で助成はありません。<br/>1 団体あたり 5 万円（/年）を上限として、募集の際、提出された計画に応じた交付希望額を助成します。</p> |
| 9  | <p>Q. ブログはいつ投稿すればいいか。</p> <p>A. ブログ投稿は実施後、随時行ってください。イベントや研修会開催ごとに全部の投稿が必須です。</p>  |
| 10 | <p>Q. プレスリリースは自分達でするのか。</p> <p>A. 事務局が行います。情報公開に承諾していただく必要があります。</p>  |